

令和 8 年度

道路メンテナンス（橋梁）工事
（平成橋補修工）

特記仕様書

主要地方道成田松尾線
山武郡芝山町小池

千葉県成田土木事務所

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2 0 1 6 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職

員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生する建設廃棄物は、以下のとおり処理すること。

廃棄物	処分場	住所	運搬距離
無筋 Co 殻	有限会社上野藤土建	匝瑳市今泉 2242-2	21.3km
路盤廃材			
As 殻	有限会社林建材	香取市荒北字西沢向 726-1	20.2km

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 建設副産物

本工事により発生するスクラップは、以下のとおりである。

品名・規格	該当品目	想定数量
ヘビーH1	旧伸縮装置（既設撤去物）	1.736t

処分先については、受け入れ条件等を確認し、事前に工事打合せ簿を監督職員に報告するものとする。

第3条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工

管理基準（令和 7 年 1 0 月）及び規格値によるものとする。

2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第 4 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中は、工事区間の前後及び必要な箇所に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
3. 工事期間中における安全確保のため道路灯、バリケード等の保安施設を設置するものとする。
4. 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は下記のとおりとする。

作業区分	昼間作業	夜間作業	昼夜間作業
全工種	2 人以上		

なお、区画線工を除く各作業区分にあたり、交替要員として別に 1 人を設計数量として計上している。

5. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
6. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
7. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第 5 条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない

こと。

3. 過積載車輛、さし杵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし杵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第6条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和9年3月25日限りとする。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.78
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）	20日間
その他の作業不能日（車線規制を伴う工事に限る）	工期内での不稼働日は、 令和8年12月19日 から令和9年1月3日 （年末年始規制） 16日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10 mm/日以上の日：42日間／年間
- ロ) 8時から17時までのWBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間／年間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去5か年（2020年1月～2024年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生

日数を算出)

- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第7条 施工時期及び施工時間

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全工種
夜間作業	—
昼夜間作業	—

施工時間は、交通規制が伴う工事の道路使用許可が必要となるため、昼間作業は午前9時から午後5時までを予定している。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第8条 工事支障物件（占用物件等の費用負担）

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。

第2章 材料

第9条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

材 料 名	提 出	検 査		摘 要
		品質	数量	
伸縮装置（車道用） （A1、P1、P2、P3） HDJ-SCV40 （同等品以上のものとする）	○			JIS以外の製品について

伸縮装置（車道用） （A2） HDJ-SCV20 （同等品以上のものとする）	○			〃
伸縮装置（歩道用） （A1、P1、P2、P3、A2） HSJ-SW-R40	○			〃
アスファルト舗装用骨材 及びフィラー	○			事前審査で認定されたもの以外
コンクリート製品	○			JIS以外の製品について
区画線	○			同上
その他	○			同上

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

第 10 条 橋面防水材

端部防水処理にあたり、成型目地材及び端部目地材、縦断排水管の種類は以下のとおりとする。なお、橋面防水工は塗膜系防水とする。

用 途	種 類	規 格	摘 要
目地材	成型目地材 （セロシールSSテープ 同等品以上とする。）	厚5mm×幅30mm （10mm成型品）	
目地材	端部目地材 （シルバーメッシュ同 等品以上とする。）	150m/巻	
縦断排水管	排水用導水管 （ドレイナーⅡ型同 等品以上とする。）	φ 18	

第 11 条 区画線

1. 区画線の品質規格及び材料使用量は、下表のとおりとする。

名称	規 格	数量 (kg/km以上)				備考
		15 cm	20 cm	30 cm	45 cm	
ペイント	JIS K 5665 3 種-1 号	570	760	1130	1700	t=1.5mm ロスを含まな い
ビーズ	JIS R 3301-1 号	25	33	50	75	
プライマ		25	33	50	75	

2. 区画線設置の巾及び色彩は、下表のとおりとする。

種 別	巾 (cm)	色彩	摘 要
車道外側線 (実線)	15	白	
車道中央線 (実線)	20	黄	

なお、塗料の含有量は、15%～18%とする。

第 3 章 施 工

第 1 2 条 伸縮装置取替工

既存の伸縮装置を取壊し、新たな伸縮装置へ交換を行うため、事前に十分な計測を実施し、遊間量の温度補正等を考慮した施工計画を立案し、提出すること。

また、桁下は芝山町所管の町道が通っているため、資材等の落下には十分に注意すること。

なお、伸縮装置取替は、即日復旧するものとし、コンクリートの養生に関する取扱いには、十分に留意すること。

第 1 3 条 橋面防水

施工にあたっては、気象状況に配慮した工程を立案し、目地材下面まで端部処理を適切に行うこと。

また、施工にあたっては、道路橋床版防水便覧（社団法人日本道路協会発行平成19年3月）によるものを参考とすること。

第14条 舗装工

1. 受注者は、施工にあたってアスファルト乳剤を施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。
2. 受注者は、アスファルト乳剤施工面に異常を発見したときは、その処置方法について、監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは7 cm以下としなければならない。
4. 受注者は、表層と中間層等の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。
5. 受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。
6. アスファルト混合物の種類

アスファルトコンクリートの種類は下表のとおりとする。

【車道部】

工種	アスファルトコンクリートの種類	摘要
表層	改質Ⅱ型再生密粒度As13mm、t=35mm (溶融スラグ入り)	
基層	改質Ⅱ型再生密粒度As13mm、t=35mm (溶融スラグ入り)	

【歩道部】

工種	アスファルトコンクリートの種類	摘要
表層	再生細粒度As13mm、t=30mm	

第15条 区画線工

1. 受注者は、材料使用量が確認できるよう、塗料空缶（袋）の全数量を撮影しなければならない。
2. 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について、設置路面の水分、泥、砂塵、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。

3. 受注者は、熔融式の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。
4. 受注者は、熔融式区画線の施工にあたって、常に180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。
5. 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によって、ガラスビーズに片寄りが生じないように注意して反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。

第16条 仮区画線工

受注者は、本工事完了後（日当り）、速やかに白色又は黄色トラフィックペイント（常温式）により、区画線を原形に復旧すること。

第4章 その他

第17条 特例監理技術者の取扱い

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - （5）特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。
 - （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及

び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事*以外の工事でなければならない。(※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。)

2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(9)の事項について確認できる書類を提出すること。

3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第18条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 (舗装工(修繕工))	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない